

農地の賃借料情報の提供について

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっております。

なお、この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の締結にあたっては、貸し手、借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

令和3年1月12日

京都市農業委員会

(金額は10a当たり/年)

地域区分		利用目的		使用貸借 (無償) の割合	
		水稲	野菜・果樹		
市街化区域		(実勢値なし)		44%	
市街化調整区域 及び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除 く	平均額	¥9,500		¥19,400
		最低額～最高額	¥5,300～¥21,000		¥8,200～¥39,100
		筆数	49筆		123筆
	中山間 地域	平均額	¥5,100		¥5,000
		最低額～最高額	¥5,000～¥9,500		¥5,000～¥5,000
		筆数	43筆		5筆
京北地域		(実勢値なし)			

※中山間地域(下線のある地区は、全部又は一部が都市計画区域外)

行政区名	地区
北区	大宮の一部(氷室)・小野郷・中川・雲ヶ畑
左京区	大原の一部(百井)・花脊・広河原・久多
右京区	<u>嵯峨北部</u>
西京区	大原野の一部(小塩・石作・外畑・出灰)
伏見区	醍醐の一部(陀羅谷)

※ 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、米穀安定供給確保支援機構の統計資料をもとに金額換算しています。

※ 標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。また、筆数が4筆以下の場合も除いています。また使用貸借(無償)で締結された貸借については計算に含まれていません。

※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円を単位としています。